

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

令和4年10月
北海道人事委員会

目 次

1 給与勧告とは	1
2 給与勧告の対象職員	2
3 民間給与との比較	3
4 本年の勧告のポイント	4
5 近年の給与勧告の実施状況	5

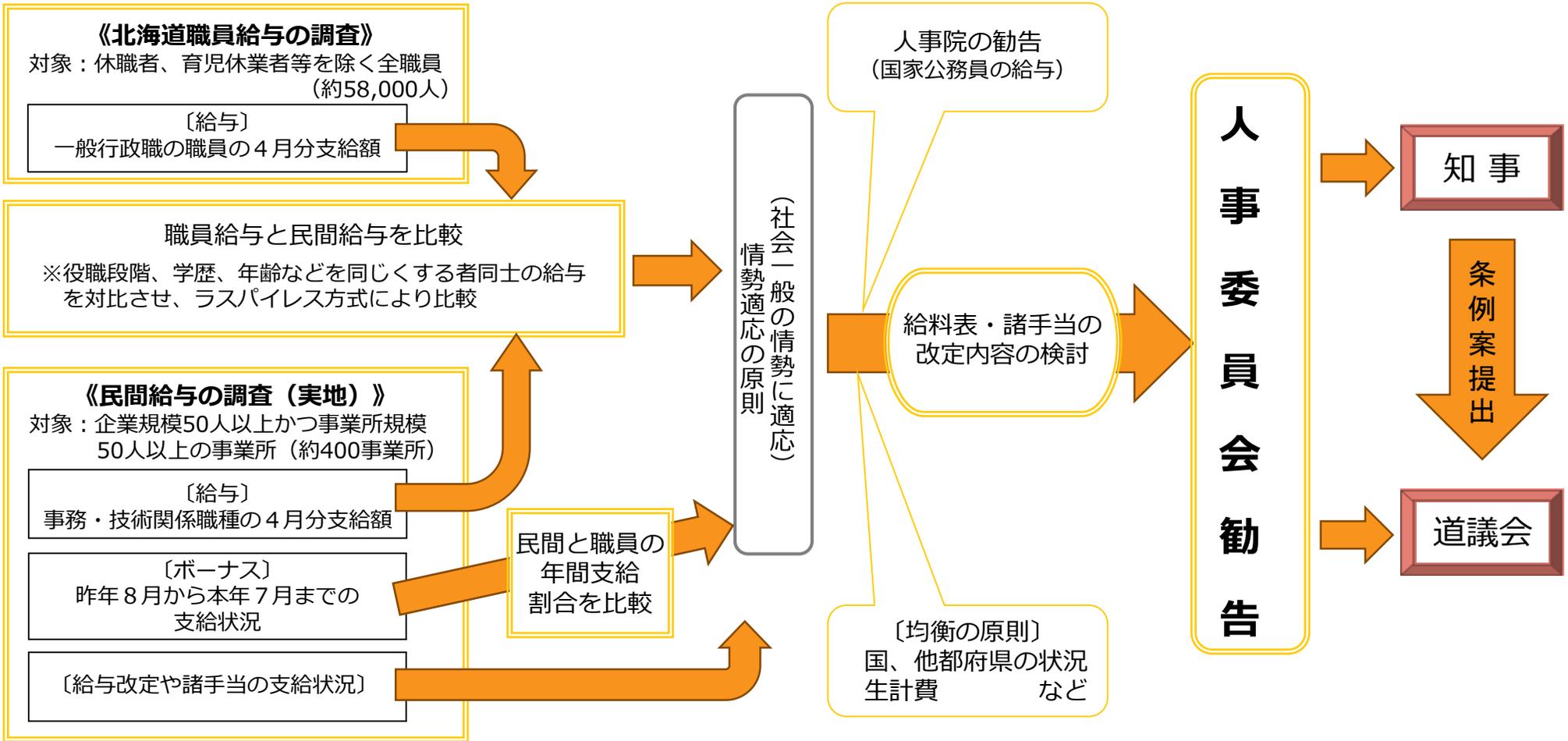
人事委員会とは

人事委員会は、都道府県や政令指定都市などに設置される行政委員会で、3名の委員による合議制により、専門的・中立的な立場から、人事行政に関する調査研究を行うとともに、次のような役割を担っています。

- ① 準司法的権限：任命権者と職員との間の紛争を裁定
(勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分の審査請求の審査など)
- ② 準立法的権限：人事委員会規則を制定
(各種内部手続の規則、初任給や昇格・昇給の基準に関する規則など)
- ③ 行政的権限：給与勧告や条例の制定・改廃への意見申出、競争試験・選考の実施など

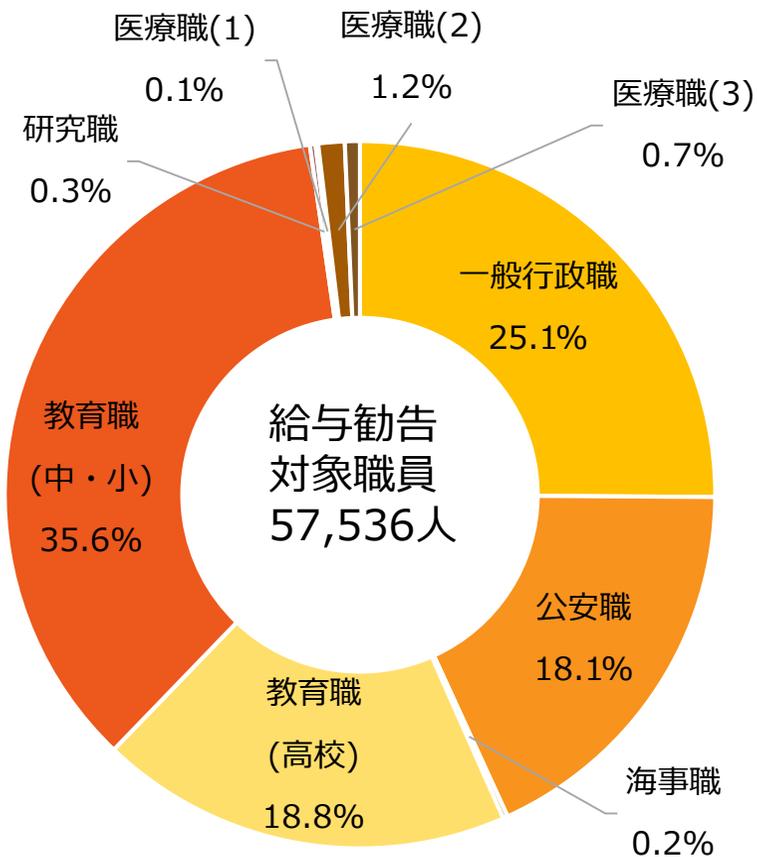
1 給与勧告とは

給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。
勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



2 給与勧告の対象職員

令和4年4月1日現在の給与勧告対象職員は、57,536人（平均年齢42.1歳）※です。このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職の職員は、14,443人（平均年齢41.5歳）です。



※技能労務職員、企業職員及び病院事業職員は、給与勧告の対象外のため含まれていません。

給料表	職員の例	職員数(人)	平均年齢(歳)
一般行政職	事務・技術員	14,443	41.5
公安職	警察官	10,401	37.4
海事職	船員	122	41.8
教育職(高校)	高校、特別支援学校の教員	10,813	44.7
教育職(中・小)	小・中学校の教員	20,458	43.5
研究職	研究員	146	41.9
医療職(1)	医師	70	49.1
医療職(2)	獣医師、薬剤師、栄養士	690	42.5
医療職(3)	保健師、看護師	393	44.0
計		57,536	42.1

※再任用職員、任期付研究員、任期付職員は含まない。

<職員に適用する条例の種類>

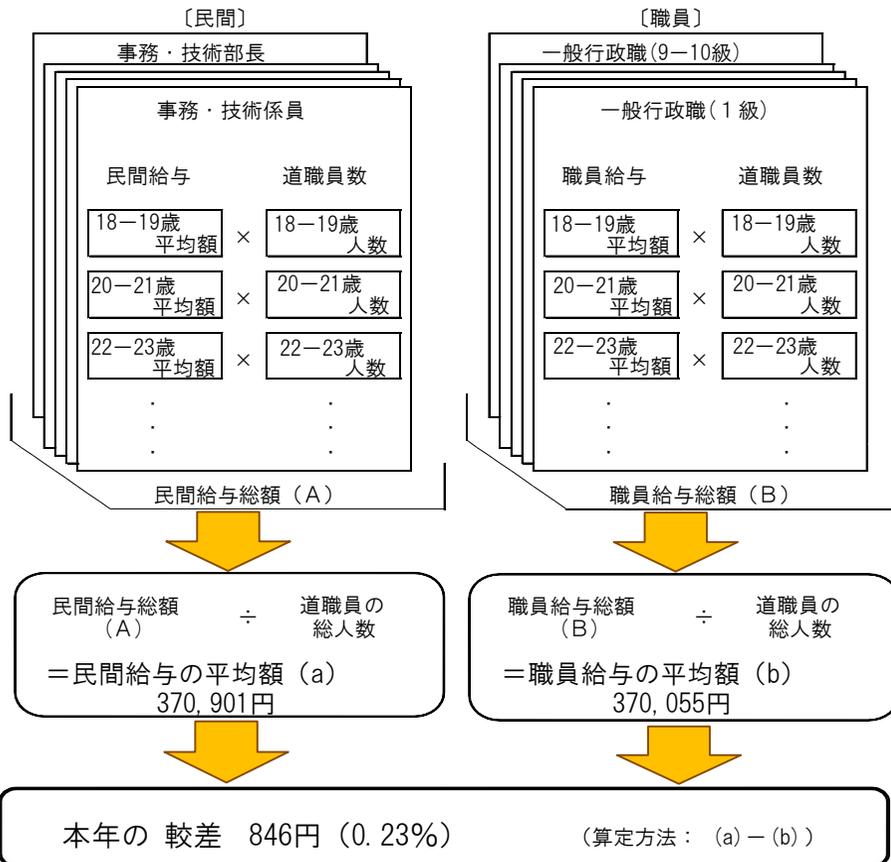
- ・北海道職員の給与に関する条例
- ・北海道学校職員の給与に関する条例
- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例
- ・北海道地方警察職員の給与に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 民間給与との比較

《比較方法（ラスパイレース方式）》

月例給の民間給与との比較においては、民間の平均給与額を同じ条件の道職員に支給した場合に要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度差があるのかを算出しています。

具体的には、公務にあっては一般行政職、民間にあっては事務・技術関係職種の者について、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



《比較する給与》

比較する給与は、本年4月分の給与として実際に支給された給与から勤務実績等に応じて支給される時間外勤務手当や通勤手当を除いた額に、寒冷地手当（年間額の12分の1）を加えたもの同士で行っています。

4 本年の勧告のポイント

<給与改定のポイント>

- ◇ 民間給与との較差を踏まえ、初任層から中堅層までの給料月額を引上げ
- ◇ 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分）、勤勉手当に配分

<給料表>

- ・ 民間給与との較差が大きい初任層から30歳台の中堅層職員まで改善が及ぶよう引上げ（人事院勧告に準じて初任給を3,000～4,000円引上げ）

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

- ・ 民間の支給割合（4.38月）が職員の年間支給月数（4.30月）を0.08月上回っている
- ・ 改定は0.05月単位で行っていることから、本年は0.10月分引上げ（4.30月→4.40月）
- ・ 引上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分

<実施時期>

- ・ 令和4年4月1日から実施

職員一人当たりの影響額
【一般行政職 平均年齢41.5歳】

5万円（年間給与：勧告前592.6万円 → 勧告後597.6万円）

5 近年の給与勧告の実施状況

年度	月例給		期末・勤勉手当（ボーナス）		一般行政職の平均年収	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	862円	0.22%	4.05月	0.10月	5.3万円	0.85%
平成27年	578円	0.15%	4.10月	0.05月	2.8万円	0.44%
平成28年	657円	0.17%	4.30月	0.20月	8.6万円	1.37%
平成29年	484円	0.13%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.73%
平成30年	628円	0.17%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.47%
平成31年 (令和元年)	435円	0.12%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年	-	-	4.45月	△0.05月	△1.8万円	△0.30%
令和3年	-	-	4.30月	△0.15月	△5.5万円	△0.93%
令和4年	845円	0.23%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.84%

北海道人事委員会事務局給与課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
電 話 : 011-204-5656 (直通)
F A X : 011-232-2709

「令和4年 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告」は
HPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/kuy/>
